

畜産第552号
平成23年5月20日

各総合振興局長 様
各振興局長 様

農政部長
保健福祉部長

計画的避難区域等から移動する家畜の受入れ確認等について

福島第一原子力発電所の事故に係る計画的避難区域等からの家畜の移動等については、平成23年4月28日付け畜産第376号農政部長通知によりお知らせしたところですが、この度、別添1のとおり平成23年5月10日付け23道農第385号北海道農政事務所長通知により、道に対して、家畜を移動する場合の追加の留意事項が通知されるとともに、計画的避難区域等から家畜を受け入れる場合は、移動情報の確認等の実施を依頼されたところです。

つきましては、計画的避難区域等から移動する家畜の受入れに当たっては、農林水産省が示した手順等を踏まえ、次の事項に留意の上、対応されるようお願いするとともに、貴管内市町村及び関係機関・団体に対して、本通知の周知をお願いします。

なお、別記関係団体等に対し、別添写しのとおり通知していることを申し添えます。

記

1 計画的避難区域等から道内に移動する牛（以下「移動牛」という。）を受け入れる際の留意事項

- (1) 農政部は、国から道に提供される移動牛に係る情報（個体識別番号、移出元での飼養管理の状況及び移動先等）を、移動先を管轄する総合振興局・振興局及び家畜保健衛生所に連絡する。また、道内の全てのと畜場に移動牛に係る個体識別番号に関する情報を提供する。
- (2) 総合振興局・振興局又は家畜保健衛生所は、受入れ農場等に出向き、移動牛の受入れ状況を確認する。また、受入れ農場等の管理責任者に対し、チェックリスト（別添3の別紙3）の作成と記録を依頼する。
- (3) 総合振興局・振興局又は家畜保健衛生所は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、所要の届出を行ったことについて確認する。
- (4) 総合振興局・振興局又は家畜保健衛生所は、「東日本大震災の被災地域からの家畜移動に係る着地検査について」（平成23年4月12日付け畜産第111号農政部食の安全推進局畜産振興課長、家畜衛生担当課長通知）により実施されている移出元及

び着地検査場所での家畜の体躯の洗浄の指導を、計画的避難区域等から移入する家畜についても同様に行うものとする。

2 移動牛をと畜場に搬出する場合等の留意事項

- (1) 道は、事故等により移動牛が道内のと畜場に搬出される場合、当該牛由来の食肉について放射性物質のモニタリング検査の対象とするものとする。
- (2) 総合振興局・振興局又は家畜保健衛生所は、農場等において移動牛の受入れの確認を行う際、移動牛の所有者から別紙様式の内容について同意を得る。
また、移動牛を別の農場等に譲渡する場合にあっては、当該牛が移動牛であること及び先の同意内容を譲渡される者に的確に伝達するよう指導する。
- (3) 移動牛の所有者は、移動牛をと畜場へ搬出する場合には、事前に所管の家畜保健衛生所に当該牛の情報や搬出先のと畜場等を報告する。
- (4) 家畜保健衛生所は、搬出先のと畜場を管轄する保健所又は食肉衛生検査所に移動牛の所有者から報告を受けた内容を連絡する。
- (5) と畜場の設置者又は管理者は、と畜申請の受付時において、移動牛の有無を道から提供された移動牛に係る個体識別番号の情報を基に確認し、移動牛に係る申請があった場合には、直ちに保健所又は食肉衛生検査所にその旨を連絡する。
- (6) モニタリング検査の詳細については、別途指示する。

3 その他

乳用牛のうち、搾乳中、乾乳中及び妊娠中の牛の取扱いについては、現在、福島県で検討しているところであり、その検討結果等を踏まえ、連絡する。

(食の安全推進局畜産振興課酪農グループ)

(健康安全局食品安全グループ)

畜産第552号
平成23年5月20日

(別記1のとおり) 様

北海道農政部長
北海道保健福祉部長

計画的避難区域等から移動する家畜の受入れ確認等について

このことについて、別添写しのとおり総合振興局・振興局に通知しましたので、当該通知の趣旨をご理解していただき、関係機関・団体等への協力依頼をお願いします。

(食の安全推進局畜産振興課酪農グループ)
(健康安全局食品安全グループ)

【別記 1】

北海道農業協同組合中央会

ホクレン農業協同組合連合会

北海道農業開発公社

全国酪農業協同組合連合会札幌支所

北海道家畜商業協同組合連合会

北海道ホルスタイン農業協同組合

北海道チクレン農業協同組合連合会

畜産第552号
平成23年5月20日

(別記2のとおり) 様

北海道農政部長
北海道保健福祉部長

計画的避難区域等から移動する家畜の受入れ確認等について

このことについて、別添写しのとおり総合振興局・振興局に通知しましたので、当該通知の趣旨をご理解の上、道が実施するモニタリング検査にご協力をお願いします。

(食の安全推進局畜産振興課酪農グループ)
(健康安全局食品安全グループ)

【別記 2】

北海道食肉センター運営連絡協議会

(株)北海道畜産公社

(株)北海道チクレンミート北見食肉センター

日本フードパッカー(株)道南工場

日本フードパッカー(株)道東工場

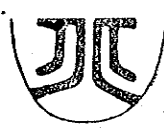
名北ミート(株)

かみふらの工房食肉センター

名寄市立食肉センター

池田町食肉センター

岩見沢市精肉センター



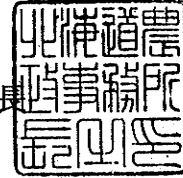
別添 1

23道農第385号

平成23年5月10日

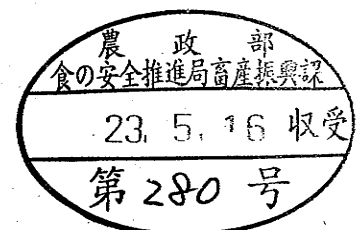
北海道農政部長 殿

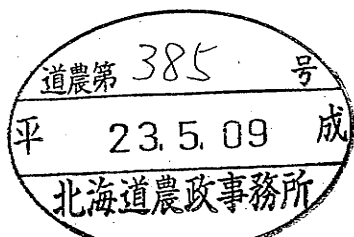
農林水産省北海道農政事務所長



計画的避難区域等から移動する家畜の受入れ確認等について

このことについて、計画的避難区域等からの家畜の移動等に係る留意事項について、平成23年4月22日付け23道農第289号北海道農政事務所長通知で通知したところですが、平成23年4月28日付け23生畜第232号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、食肉鶏卵課長及び牛乳乳製品課長通知で別添のとおり留意事項の追加及び計画的避難区域等から移動する家畜の受入れ確認等について通知があったので、ご了知いただき、北海道内において計画的避難区域等から家畜を受け入れる場合には、移動情報の確認等の実施をお願いします。





北海道農政事務所長 殿

23 生畜第 232 号
平成 23 年 4 月 28 日

生産局畜産部畜産振興課長

食肉鶏卵課長

牛乳乳製品課長

計画的避難区域等から移動する家畜の受入れ確認等について

「計画的避難区域等からの家畜の移動等について」（平成 23 年 4 月 18 日付け 23 生畜第 110 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、食肉鶏卵課長通知。以下「家畜の移動等に関する通知」という。）及び「計画的避難区域等からの家畜の移動等について（追加）」（平成 23 年 4 月 28 日付け 23 生畜第 200 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、食肉鶏卵課長、牛乳乳製品課長通知。）により、平成 23 年 4 月 22 日付けで設定された計画的避難区域及び緊急時避難準備区域から家畜を移動する場合の留意事項を示したところです。

家畜を計画的避難区域等から福島県以外に移動する場合にあつては、福島県から得た移動先の情報等を当職から貴職に提供させていただくので、貴職におかれましては、「計画的避難区域等からの家畜の移動等について（追加）」の内容に加え、下記により、確実かつ円滑に移動情報の確認等が行われるよう、管内の都道府県への本通知の周知をお願いします。

記

- 移動先の地域を管轄する家畜保健衛生所又は市町村の職員等は、
 - (1) 農林水産省から提供する計画的避難区域等からの牛の移動情報（家畜の移動等に関する通知の別紙 1 及び別紙 2 又は同様式に準じてとりまとめた資料）に基づき、受入れ農場等における移動牛の受入れを確認する。
 - (2) 受入れ農場等での管理責任者に対し、チェックリスト（家畜の移動等に関する通知の別紙 3）の作成と記録を依頼する。
- また、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、所要の届出を行ったことについて確認する。



- 3 乳用牛のうち、搾乳中、乾乳中及び妊娠中の牛の扱いについては、現在、福島県で検討中であることから、その検討を踏まえ、改めてお知らせする。

23生畜第110号
平成23年4月18日

福島県農林水産部畜産課長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長

計画的避難区域等からの家畜の移動等について

平成23年4月15日付け23生流第110号により照会のありました、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域からの家畜の移動等につきましては、下記に留意して具体的な手順書を作成し、これに基づき行うよう関係者へのご指導をお願いいたします（厚生労働省と協議済み）。

記

1 農場から搬出する際の検査・除染

- (1) 牛の移動に当たっては、貴県の家畜保健衛生所の職員等が、搬出する全頭をサーベイメーターで検査し、10万cpmを超えた場合には農家に除染の実施を指示することとし、農場からは10万cpm以下の牛のみを搬出することとする。その際、当該職員等は、搬出する全頭につきチェックリスト（別紙1及び2）を作成し、牛1頭毎に飼養管理状況の適否、検査結果の数値、除染の実施の有無等の記録を行う。
- (2) なお、除染が必要となった牛を飼養する農場から搬出を行う車両については、家畜保健衛生所の職員等の立会いの下で、出車時にタイヤの除染を行う。

2 と畜以外の目的で移動する牛の扱い

- (1) 繁殖雌牛及び子牛については、その所有者が移動先を予め福島県に届け出た上で、移動先の地域を管轄する家畜保健衛生所又は市町村の職員等が、牛の到着を確認し、移動先の管理責任者に対し、チェックリスト（別紙3）に基づいた管理を行わせ、管理責任者が作成する当該チェックリスト等により当該牛が他所に移動していないことの確認を行う。

(2) なお、他県に移動する場合にあっては、農林水産省から移動先の都道府県に情報提供するので、福島県は、移動先の情報を農林水産省に提供することとする。

(別紙1)

肉用牛等移動・出荷前管理チェック表

1 飼養者の経営概要

飼養者氏名	住所・電話番号	経営形態	飼養頭数
		該当欄をチェックして下さい 繁殖経営 <input type="checkbox"/> 肥育経営 <input type="checkbox"/> 育成経営(乳雄) <input type="checkbox"/> 酪農経営 <input type="checkbox"/>	繁殖雌牛： 子牛： 肥育牛： 搾乳牛：

2 飼養管理状況

以下の項目について該当する欄をチェックして下さい。

(1) 家畜は事故以降屋内で飼養されていますか、放牧されていますか

①屋内 ②放牧

(2) 粗飼料(購入粗飼料を含む)は、事故以前に収穫され、屋内やラッピングによりで保管されていたものですか

①はい ②いいえ (具体的に記入：)

(3) 配合飼料は、タンクや袋に入れられて保管されているものですか

①はい ②いいえ (具体的に記入：)

(4) 水はどのようなものを与えていますか。

①水道水 ②井戸水 ③川や沢の水

3 受入先(出荷先)：

記入日	月 日	記入者氏名		所屬	
-----	-----	-------	--	----	--

注：一貫経営の場合は、繁殖と肥育についてそれぞれ作成すること

(別紙2)

No. _____

移動管理台帳

記入者	
所属	
氏名	
記入日	

氏名		住所		経営形態		飼養頭数	
				繁殖・肥育・一貫 その他 ()	繁殖・肥育・一貫 その他 ()	繁殖頭	頭
						子牛	頭
						肥育牛	頭
						搾乳牛	頭
						その他	頭

<飼養者情報>

No.	个体情報		放射線量測定			移動日	移動先	備考 (運搬車両情報など)
	个体識別番号	性別	1回目	2回目	3回目			

<移動情報>

車両情報		車両ナンバー		車両ナンバー		車両ナンバー		除染	

<車両情報>



23生畜第200号
平成23年4月28日

福島県農林水産部畜産課長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長
牛乳乳製品課長

計画的避難区域等からの家畜の移動等について(追加)

「計画的避難区域等からの家畜の移動等について」(平成23年4月18日付け23生畜第110号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、食肉鶏卵課長通知。以下「家畜の移動等に関する通知」という。)に関して、下記の事項を追加しますので、関係者へのご指導をお願いいたします。

記

- 1 牛以外の家畜については、牛に準じた取扱いをすることとする。ただし、1頭毎の管理ではなく、合理的に形成される家畜の群毎に管理することとして差し支えない。
- 2 と畜以外の目的で移動する肥育牛及び乳用牛(搾乳中、乾乳中及び妊娠中のものを除く)についても、家畜の移動等に関する通知の2の(1)と同様の取扱いをすることとする。
- 3 と畜のための出荷は、当分の間、家畜の移動等に関する通知の別紙1により、適切な飼養管理(事故以降屋内で飼養されていたこと、事故以前に収穫され、屋内やラッピングにより保管されていた粗飼料が給与されていたこと、タンクや袋に入れられて保管されていた配合飼料が給与されていたこと、水道水や井戸水が給与されていたこと等)が確認された牛に限って行うものとする。
- 4 適切な飼養管理が確認されなかった牛については、家畜の移動等に関する通知の別紙2の備考欄にその旨を記入する。また、農場で飼養されている牛について、牛又は牛の群ごとに異なる飼養管理が行われていたこと等により同じ農場内であっても放射性物質への暴露の程度が異なると認められる場合には、その牛又はその群に含まれる牛を特定するための情報を追加的に記述する。これらの牛については、追って連絡するまでの間、他都道府県への移動は行わないこととする。
- 5 乳用牛のうち、搾乳中、乾乳中及び妊娠中の牛の扱いについては、現在、貴県で検討中であることから、その検討の結果を待って協議の上、改めてお知らせする。

計画的避難区域及び緊急時避難準備区域からの移動牛に係る同意書

年 月 日

北海道農政部長 様

私は、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域（以下、「計画的避難区域等」という。）からの移動牛の取扱いに関し、下記のことについて同意いたします。

記

1. 「計画的避難区域等から移動する家畜の受入れ確認等について」（平成23年5月10日付け23道農第385号農林水産省北海道農政事務所長通知）により農林水産省から道に情報提供された計画的避難区域等からの移動牛に係る個体識別番号について、道が道内のと畜場に提供すること。
2. 計画的避難区域等からの移動牛を道内にと畜等（譲渡、死亡牛処理を含む。以下同じ。）を行おうとする場合、事前にと畜等を行う移動牛に係る個体識別番号及び搬出先の情報について家畜保健衛生所に連絡すること。
また、当該牛由来の食肉については、道が実施する放射性物質のモニタリング検査の対象となること。
3. 計画的避難区域等からの移動牛を道内の他の農場等に譲渡する場合、譲渡される者に当該牛が計画的避難区域等からの移動牛であること及び本同意内容を伝達するとともに、譲渡される者が計画的避難区域等からの移動牛を道内にと畜等しようとする場合にも、上記2の連絡を行うように伝えること。

住所

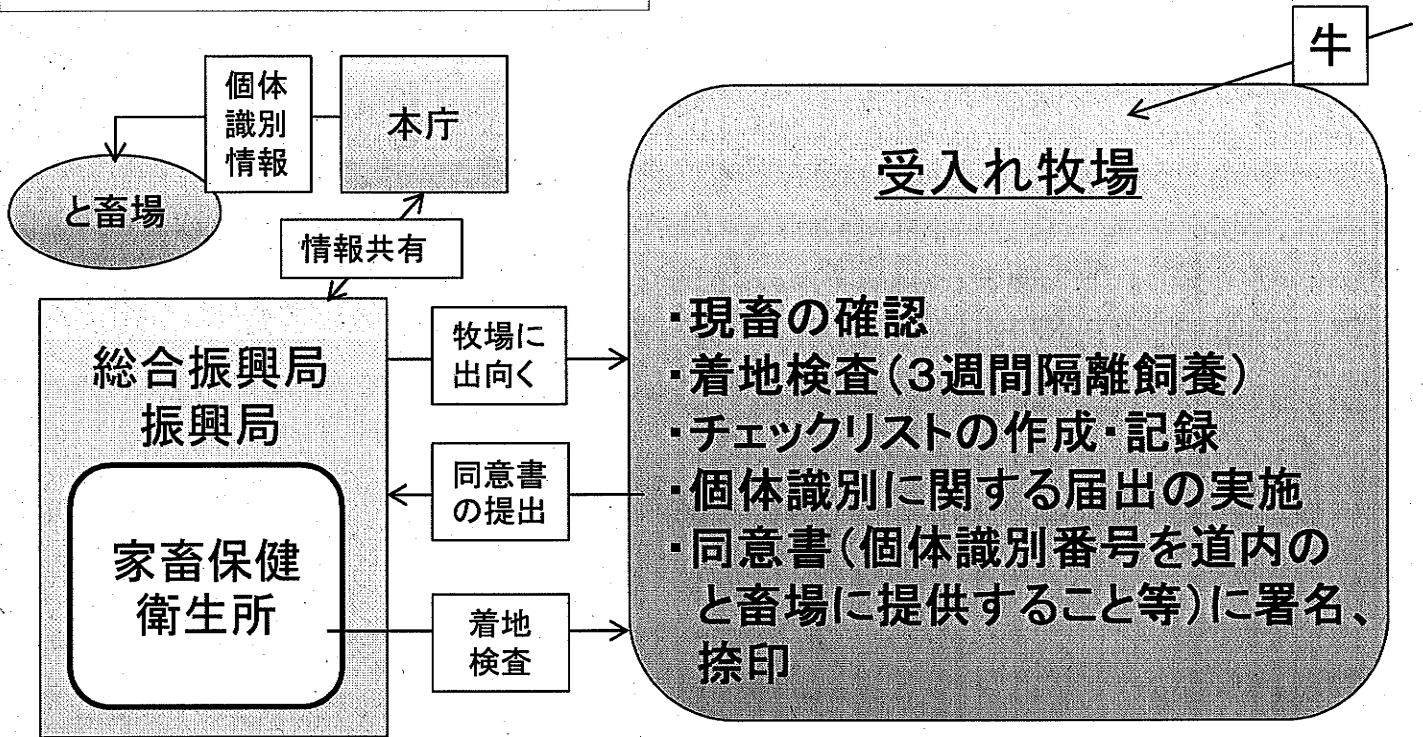
氏名

印

計画的避難区域等からの移動牛の取扱(受入れ牧場向け)

(参考)

1. 移動牛の受入れ時



2. 移動牛をと畜、譲渡等する場合

